

○伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成22年3月29日告示第36号

改正

平成26年4月1日告示第77号

平成26年9月30日告示第184号

平成28年4月1日告示第57号

令和3年4月1日告示第77号

令和4年4月1日告示第65号

伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱

審議会等の会議の公開に関する要綱(平成17年伊賀市告示第51号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市自治基本条例(平成16年伊賀市条例第293号。以下「自治基本条例」という。)第8条及び伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号。以下「情報公開条例」という。)第24条の規定に基づき、市民等に対し審議会等の会議を公開することにより、市政への市民参画を推進するとともに、市政の透明性及び公平性を向上させるため、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務について審議、審査、調停等(以下「審議等」という。)を行うために地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき市長その他の執行機関に設置された附属機関及び附属機関の設置等に関する条例(平成19年伊賀市条例第31号)第2条の規定に基づき、規則、要綱等により設置された審議会、協議会、委員会等(以下「審議会等」という。)とする。

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。

(非公開とができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とができる。

- (1) 法令又は他の条例の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。)に該当する事項について審議等を行うとき。

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないことが認められるとき。

(会議の全部又は一部非公開の決定)

第5条 審議会等の会議の全部又は一部を非公開とする決定は、前条の規定に基づき審議会等の長が委員に諮り決定するものとする。

2 審議会等の長は、公開の会議の途中において、会議を非公開とすべき情報を取り扱う必要が生じた場合は、会議を非公開とすることができるものとする。

3 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等の会議の全部又は一部を非公開としたときは、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

(会議開催の事前公表)

第6条 審議会等を所管する課等の長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議を開催するに当たっては、当該会議開催予定日の20日前までに、次の事項を記載した審議会等の会議開催のお知らせ（様式第1号。以下「会議開催届」という。）を総務課長へ提出するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 会議の開催日時及び場所

(3) 会議の議題

(4) 非公開の理由（会議の全部又は一部を非公開とする場合）

(5) 傍聴に関する事項（会議を公開する場合）

(6) 会議の担当課名等問い合わせ先

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 総務課長は、審議会等から会議開催届が提出されたときは、直ちに市ホームページに掲載するものとする。また、他の有効な方法により周知に努めるものとする。

(公開の方法等)

第7条 審議会等の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めるこ^トにより行う。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

資料 6

- 3 傍聴者は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が前項の定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込み又は抽選その他の方法によることができる。
- 4 審議会等の長は、公開する会議において会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を別に定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- 5 審議会等は、会議資料を傍聴者に配布し、又は傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、非公開情報が記載されているものを除く。
- 6 審議会等の長は、会議の一部を非公開とするときは、最初に公開する議題の審議等をし、その後に公開しない旨の決定に係る議題の審議等をする等傍聴者に配慮した議事運営に努めるものとする。

(会議録の作成)

第8条 審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、次の事項を記載した審議会等会議録（様式第2号。以下「会議録」という。）を会議終了後速やかに作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 出席者（委員及び事務局）
- (4) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (5) 会議を非公開（会議の一部非公開を含む。）とした場合は非公開の理由
- (6) 傍聴者数（会議を公開又は一部非公開とした場合）
- (7) 会議資料の名称
- (8) 審議内容
- (9) 前各号に定めるもののほか、審議会等の長が必要と認めた事項

- 2 前項第8号の審議内容は、当該会議における発言内容、審議過程等を市民が十分理解できるような形式とし、全文筆記又は要点筆記のいずれかによるものとする。

(会議録及び会議資料の公開)

第9条 審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、前条に基づき作成した会議録の写し及び当該会議の会議資料（当該会議録及び会議資料に非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報に係る部分を除いたもの。以下「会議録等」という。）を、会議を開催した日からおおむね1月以内に総務課長に送付するものとする。

- 2 総務課長は、前項の規定により会議録等の送付を受けたときは、直ちに市ホームページに掲載するものとする。

3 審議会等を所管する課等は、会議録等を閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第10条 審議会等を所管する課等の長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに会議公開実施状況報告書（様式第3号）により総務課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開した会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開とした会議の議題及び回数
- (4) 非公開とした会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴者数

2 総務課長は、前項に規定する報告を取りまとめ、市ホームページに掲載するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の審議会等の会議の公開に関する要綱の規定によりした事務処理の手続その他の行為は、改正後の伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱の相当規定によりした事務処理の手続その他の行為とみなす。

(審議会等の長が選任されていない場合の特例)

3 審議会等の長が選任されていない場合は、当該審議会等の会議は、公開するものとする。この場合において、審議会等の長が選任されたときは、会議の全部又は一部非公開の決定は、第5条に定めるところによる。

附 則（平成26年4月1日告示第77号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日告示第184号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第57号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第77号）

資料 6

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第65号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

審議会等の会議開催のお知らせ

次の審議会等の会議が予定されていますのでお知らせします。ただし、議題によっては、会議の途中で一部非公開となる場合があります。

会議の傍聴手続等の詳細は、お問い合わせください。

会議の名称	
開催日時	年　月　日()　　時
開催場所	
議題	
公開・非公開の別	
傍聴者の定員	
傍聴手続	
問い合わせ先	
その他の	

様式第2号（第8条関係）

審議会等会議録

会議の名称		
開催日時		
開催場所		
出席者	委 員	
	その他	
	事務局	
議 題		
公開・非公開 の別	<input type="checkbox"/> 公開（傍聴者人数　人） <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
	非公開の理由	
会議資料		
審議の内容		
問い合わせ先		

様式第3号（第10条関係）

会議公開実施状況報告書

年　月　日

広聴情報課長 様

(担当課長)

年度における審議会等の会議の公開に関する実施状況について、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

審議会等の名称		運用状況の概要		
会議の回数	公開した会議の回数 (一部非公開の回数)	非公開とした会議の回数	傍聴者的人数 (合計)	
回	回(回)	回	人	
内訳				
開催日	議題		非公開とした理由	
	公開・非公開の別			
月 日				
人				
月 日				
人				
月 日				
人				
月 日				
人				
月 日				
人				
月 日				
人				
月 日				
人				